

印西市における学校適正配置のシミュレーション（案）について

中学校区名	実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項	隣接する中学校区
印西中学校区	⑤学校の統合	木下小+大森小	適正規模	木下小：× 大森小：×	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校規模が適正規模になる。</li> <li>両校のR10の児童数にあまり差がないため、どちらの学校を存続校にするか検討する必要がある。</li> <li>学校施設の増改築等の対応が必要となる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船穂中学校区</li> <li>木刈中学校区</li> <li>小林中学校区</li> <li>原山中学校区</li> <li>西の原中学校区</li> <li>本埜中学校区</li> <li>滝野中学校区</li> </ul>
	⑥学校の統合	木下小+大森小+印西中 ⇒新 義務教育学校（施設一体型）	前期課程→適正規模 後期課程→ <u>準適正規模</u>	木下小：× 大森小：× 印西中：×	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期課程が適正規模になる。</li> <li>学校施設の増改築等の対応が必要となる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	
船穂中学校区	⑤学校の統合	船穂小+高花小	適正規模	船穂小：× 高花小：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校規模が適正規模になる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> <li>令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印西中学校区</li> <li>木刈中学校区</li> <li>原山中学校区</li> <li>西の原中学校区</li> <li>印旛中学校区</li> </ul>
	⑥学校の統合	船穂小+高花小+船穂中 ⇒新 義務教育学校（施設一体型）	前期課程→適正規模 後期課程→ <u>準適正規模</u>	船穂小：× 高花小：○ 船穂中：×	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期課程が適正規模になる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> <li>既存学校施設を活用する場合には、プールの水深や家具の寸法の違いなど施設上の課題を把握する必要がある。</li> </ul>	
木刈中学校区	④学校選択制の導入 （特定地域選択制）	小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入	木刈小：適正規模 小倉台小： <u>大規模</u> 木刈中：適正規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>小倉台小学校の児童数が数十人程度減少することが見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印西中学校区</li> <li>船穂中学校区</li> <li>原山中学校区</li> </ul>
小林中学校区	⑤学校の統合	小林小+小林北小	適正規模	小林小：○ 小林北小：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校規模が適正規模になる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印西中学校区</li> <li>本埜中学校区</li> </ul>
	⑥学校の統合	小林小+小林北小+小林中 ⇒新 義務教育学校（施設一体型）	前期課程→適正規模 後期課程→ <u>準適正規模</u>	小林小：× 小林北小：× 小林中：×	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期課程が適正規模になる。</li> <li>学校施設の増改築等の対応が必要となる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	
	⑦学校の統合	小林小+小林北小+小林中 ⇒新 義務教育学校（施設分離型）			<ul style="list-style-type: none"> <li>前期課程が適正規模になる。</li> <li>施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。</li> <li>通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	
原山中学校区	④学校選択制の導入 （特定地域選択制）	内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入	内野小：適正規模 原山小： <u>準適正規模</u> 原山中：適正規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印西中学校区</li> <li>船穂中学校区</li> <li>木刈中学校区</li> </ul>

中学校区名	実施方策	学校適正配置の 組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項	隣接する中学校区
西の原中学校区	①通学区域の見直し		西の原小：大規模 原小：大規模 西の原中：大規模		・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西中学校区</li> <li>・船穂中学校区</li> <li>・印旛中学校区</li> <li>・本柵中学校区</li> <li>・滝野中学校区</li> </ul>
	④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・西の原中学校区内の小学校は、全て大規模校になるため、西の原中学校区内での特定地域選択制の導入はできないが、令和5年度から西の原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用を実施。	
印旛中学校区	⑤学校の統合	六合小+平賀小+いには野小	適正規模	六合小：× 平賀小：× いには野小：○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校規模が適正規模になる。</li> <li>・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船穂中学校区</li> <li>・西の原中学校区</li> <li>・本柵中学校区</li> </ul>
	⑥学校の統合	六合小+平賀小+いには野小 +印旛中 ⇒新 義務教育学校（施設一体型）	前期課程→適正規模	六合小：× 平賀小：× いには野小：× 印旛中：×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期課程が適正規模になる。</li> <li>・学校施設の増改築等の対応が必要となる。</li> <li>・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	
	⑦学校の統合	六合小+平賀小+いには野小 +印旛中 ⇒新 義務教育学校（施設分離型）	後期課程→準適正規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期課程が適正規模になる。</li> <li>・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。</li> <li>・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。</li> </ul>	
本柵中学校区						<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西中学校区</li> <li>・小林中学校区</li> <li>・西の原中学校区</li> <li>・印旛中学校区</li> <li>・滝野中学校区</li> </ul>
滝野中学校区						<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西中学校区</li> <li>・西の原中学校区</li> <li>・本柵中学校区</li> </ul>